

5 県債の状況

実質公債費比率等について

地方債制度については、地方団体の自主性をより高める観点から地方債の許可制度が廃止され、平成18年度から協議制度に移行されました。これにより財政状況が健全な地方団体は、総務大臣に協議を行えば、仮にその同意がなくとも、あらかじめ議会に報告して地方債を発行できるようになりましたが、一方で、実質赤字が一定以上の団体や公債費等を図る指標として新たに導入された「実質公債費比率」が一定以上の団体は、従前のおり総務大臣の許可を受けなければならないとして、早期の財政健全化への取り組みを促すための早期是正措置が導入されています。

県債は県の借金でありますから、その発行に当たっては、後年度の償還費負担が県の財政力に相応した範囲にとどまるように、十分配慮する必要があります。この後年度負担の軽重をみる基準として、一般財源に対する県債償還額の割合でとらえた公債費比率や、従来、地方債の許可制限に係る指標として用いられていた起債制限比率という指標がありますが、17年度決算から新たに導入された「実質公債費比率」は、この起債制限比率に公営企業債に係る実質的な負担なども加味して算定したものです。

本県の実質公債費比率は、次表のとおり全国平均を下回っており、また、起債制限の範囲内に留まっております。

また、県債とは別に、将来の支出を伴う債務を負うものに、議会の承認を得て行う債務負担行為があり、県債による債務と債務負担行為による債務を合わせたものが県の実質的な債務となります。

このため、県債や債務負担行為については、将来財政負担を十分配慮しながら、計画的な執行を図っていく必要があります。本県では、中期財政見通しや行財政改革プランを前提として県債の発行等を行っています。

実質公債費比率等の推移（普通会計）

（単位：％）

| 区 分 | 18年度 （決算額） | 19年度 （決算額） | 20年度 （決算額） | 21年度 （決算額） |
|-------------------------|--|---------------|---------------|---------------|
| 実質公債費比率 （17年度決算から導入） | 10.9 | 10.2 | 10.1 | 11.4 |
| 全 国 平 均 | 14.7 | 13.5 | 12.8 | 13.0 |
| 公 債 費 比 率 | 13.9 | 13.6 | 13.0 | 15.4 |
| 起 債 制 限 比 率 | 10.1 | 8.6 | 8.6 | 9.8 |
| 国 の 関 与 基 準 | 実質公債費比率が、 18%以上 従前の地方債許可制度が適用。 公債費負担適正化計画の策定が必要となる。 25%以上 起債の制限が行われる。 35%以上 原則として地方債を発行できなくなる。 | | | |

| |
|--|
| 実質公債費比率 = $\frac{B + B' - (C + C') - (D + D')}{A - (C + C') - (D + D')}$ （3か年平均） |
| 公債費比率 = $\frac{B - C}{A - C}$ |
| 起債制限比率 = $\frac{B - C - D}{A - C - D}$ （3か年平均） |
| A 標準財政規模（標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額） B 繰上償還等を除いた公債費充当一般財源 B' 公営企業の元利償還金に係る一般会計繰出金等（準元利償還金）充当一般財源 C 普通交付税の算定において、基準財政需要額に算入された元利償還金 C' 普通交付税の算定において、基準財政需要額に算入された準元利償還金 D 普通交付税の算定において事業費補正等により別途基準財政需要額に算入された元利償還金 D' 普通交付税の算定において事業費補正等により別途基準財政需要額に算入された準元利償還金 |